

地球温暖化防止対策推進のための5つの視点

視点1 条例による排出抑制計画に基づく削減対策の促進

環境の保全と創造に関する条例に基づき、一定規模以上のエネルギー多量消費事業者に対し、温室効果ガス排出抑制計画の策定及び措置結果の報告を義務づけ、事業者の自主的取組の促進

視点2 家庭や企業における省エネルギー行動等の推進

兵庫県地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化防止地域協議会、地球温暖化防止活動推進員などによる家庭におけるライフスタイルの改善促進

ISO14001、エコアクション21等の環境マネジメントシステムの導入、関西広域連携協議会との連携によるエコオフィスの推進などによる企業におけるワークスタイルの改善に係る普及啓発

視点3 自治体による率先した取組の推進

市町での実行計画策定及び計画に基づく取組の実施

環境率先行動計画(ステップ3)による県自らの率先取組の実施

視点4 自動車から排出される二酸化炭素排出抑制のための施策の推進

アイドリングストップをはじめエコドライブの推進

低公害車100万台作戦の促進

視点5 グリーンエネルギーの導入促進

グリーンエネルギー10倍増作戦の展開

事業所へのグリーンエネルギー導入促進

グリーンエネルギー推進プログラム、バイオマス総合利用計画による導入促進、建築物環境性能評価書の届出義務化による建築物の省エネ措置の推進

環境率先行動計画(ステップ3)による県自らの率先取組の実施(再掲)